

## 【新規利用幼児へ】

# 令和6年度 公立幼稚園・幼稚園型認定こども園 預かり保育の申込みについて

◆預かり保育の申し込みは毎年必要です。

以下の内容をご確認いただき、提出期限を守って、提出書類等に誤りがないようお願いいたします。

### ① 対象児

幼稚園が実施する通常の教育時間前・終了後に、就労等で家庭による保育が困難な3・4・5歳児  
※土日、祝日、12/29～翌年1/3はお休み、3/31・4/1（年度末・年度始め）は希望保育を行います。  
※利用の要件等については、裏面を参照してください。

### ② 手続き方法

#### 【提出書類】

※以下の利用申込書類の内容が事実と相違する場合は、預かり保育を利用できなくなる場合があります。

- 1、預かり保育申込書
- 2、子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号）
- 3、保育が必要であることを証する書類（就労証明書・各種手帳の写し等）

#### 【提出先】

・通園予定または通園中の幼稚園

#### 【申込み期限】

◆ 4月から利用する場合 ⇒ 1次募集…令和5年11月24日(金)まで  
※2次募集…令和6年2月9日(金)まで

◆ 年度途中から利用する場合 ⇒ 利用希望月の前月20日まで

※利用事由等が変更になった場合は、すみやかに届出してください。

- 例：仕事を退職したとき  
就職が決まったとき（転職含む）  
妊娠が分かったとき  
勤務先・勤務時間が変更になったとき

⇒変更届出書類は、幼稚園または保育幼稚園課にあります。

#### <問い合わせ>

三豊市健康福祉部保育幼稚園課  
TEL:0875-73-3036 FAX:0875-73-3023  
E-mail: hoiku@city.mitoyo.lg.jp

### ③ 預かり保育の要件

預かり保育を利用するには、下記の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

#### 【保育を必要とする事由】（施設等利用給付認定第2号）

事由	保護者の状況	利用できる期間	必要書類
① 就労	月60時間以上の就労をしている ※月60時間未満の場合は、保育料が必要	就労が継続している間	就労証明書または 自営業申立書（※）
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	分娩予定月の前後2ヶ月	母子手帳の写し
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで	診断書または 障害者手帳の写し等
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで	介護・看護状況申立書 介護保険証の写し等
⑤ 災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで	罹災証明書
⑥ 求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	預かり保育利用開始から90日 を経過する日の月末	求職活動申出書
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中	就学証明書、 就学時間が確認できる書類

（※）本人・配偶者・祖父母が経営者で、親族のみが従事している会社等で就労している場合は、「自営業申立書」を提出してください。

- ・就労時間が「月60時間以上」の目安としては、1日4時間で就労日数が月15日を超える場合となります。
- ・上記①～⑦の要件に該当しなくなった場合（保育を必要とする理由がない場合）は、預かり保育の無償化の対象とはなりません。

### ④ 預かり保育時間と保育料

- ・【保育を必要とする事由】（上記の表）に該当 ⇒ 無料
- ・該当しない場合 ⇒ 下記の料金表のとおり

利用区分	預かり保育時間	保育料 (上記の表に該当の場合は無料)
① 通常保育日（教育時間終了後）	14時 ～ 最長18時	日額：400円
② 振替休業日	8時30分 ～ 最長18時	日額：600円
③ 長期休業中	8時30分 ～ 最長18時	日額：600円
④ 早朝保育	7時30分 ～ 8時30分	日額：100円

- ※「就労」による預かり保育では、勤務先が遠方の場合を除き、就業前・後1時間程度での送迎をお願いします。
- ※「求職活動」による預かり保育では、早朝保育は利用できません。
- ※④早朝保育は、①～③すべての利用区分で実施しています。

### ⑤ その他

- ・預かり保育を中止(休止)する場合は、「預かり保育中止(休止)届出書」を幼稚園に提出してください。
- ・長期休業中の給食を提供しています。（年間数日間は、給食を提供できない日があります。）
- ・曾保幼稚園の長期休業中の預かり保育は、仁尾こども園で行います。